

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

令和5年（ネ）第40号損害賠償請求控訴事件の 判決言渡しについて

令和5年（ネ）第40号損害賠償請求控訴事件（令和4年12月8日控訴、原審：さいたま地方裁判所令和4年（ワ）第322号損害賠償請求事件）について、本日（令和5年7月19日）、判決言渡しがありましたので、その結果を下記のとおりお知らせいたします。

記

- ・判決主文：本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。
- ・市長コメント：控訴審における本市の主張が認められたものと認識しております。ただ、これまでの間、寄附者の皆様に混乱を招き、ご迷惑をおかけしたことに変わりはありませんので、配送遅延を起こした事実を重く受け止め、再発防止に努めてまいります。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市企画部 企画政策課 TEL 0954-23-9325

武雄市総務部 総務課 TEL 0954-23-9315